

1 認可申請の概要

(1) 認可申請の内容

- ・引受基準緩和型終身保険等の創設
- ・引受基準緩和型総合医療特約の創設
- ・先進医療特約の創設

① 引受基準緩和型商品(引受基準緩和型終身保険等及び引受基準緩和型総合医療特約)

- 終身保険及び養老保険はユニバーサルサービス対象商品であるものの、健康な顧客向けの商品であるため^(※1)、加入の意向があっても、病気で服薬中であるなど健康上の理由から加入いただけないことがある。また、そういった顧客の医療保障の必要性が高い。
- そこで、終身保険、養老保険及び疾病による入院等を保障する総合医療特約について、健康上の理由から加入いただけなかった顧客に対し広く保障を提供できるよう、引受基準を緩和し、その商品特性に応じて保障内容等を変更した商品^(※2)を新たに創設する。

※1 (株)かんぽ生命保険においても、一部、引受基準を緩和した養老保険(特定養老保険)を2000年4月から取り扱っているが、糖尿病、高血圧、がんに限定して引受基準を緩和した商品である。また、傷害医療特約のみ付加可能であり、疾病による入院等を保障する総合医療特約は付加できない。

※2 引受基準緩和型商品は、多くの生命保険会社において取扱いがあり、既に生保市場では普及した商品。

1 認可申請の概要

② 先進医療特約

- 2006年の先進医療制度の創設以降、先進医療の実施件数は、年々増加傾向にある。しかしながら、先進医療にかかる技術料は公的医療保険制度の給付対象外であり、全額自己負担となることから、患者の経済的な負担が過大となり得る。
- そこで、先進医療にかかる技術料の負担に備えたいという顧客ニーズに応え、医療保障における顧客の利便性を更に高める^(※1)ため、**先進医療を保障する特約**^(※2)を新たに創設する。

※1 医療保障ニーズがある顧客向けの商品であるため、総合医療特約を付加することが加入要件となる。

※2 先進医療特約は、医療保障を提供している他の生命保険会社のほとんどで取扱いがあり、既に生保市場では普及した商品。

(2) 開始時期

2019年4月(予定)